

# 福祉票の作成とその取り扱いに関する基本的考え方

- 地域における相談・支援活動を効果的にすすめるために -

平成12年2月9日

全国民生委員児童委員連合会 生活相談支援部会

平成12年3月7日

平成11年度第3回全民児連評議員会において確認

## 1. はじめに

### (1) 民生委員・児童委員活動と福祉票

#### 《民生委員・児童委員活動における記録》

民生委員・児童委員は、児童、高齢者、障害者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯などの個人や世帯の生活支援活動に取り組んでいる。

これらの活動をより効果的にすすめるために、民生委員・児童委員活動においては、様々な「記録」が活用されている。日々の活動を記録する活動記録の他に担当区域の個人や世帯の状況を把握するための世帯票や福祉台帳、また具体的な支援状況を記した福祉票などが主な記録様式として利用されている。

#### 《厳格な取り扱いと内容の検討の必要性》

福祉票については、昭和49(1974)年11月に、全国民生委員児童委員協議会が、その基本的な考え方や世帯別の福祉票の作成についての留意点等を示したが、その後、四半世紀を経過する中で、個人情報扱いについての社会的関心も高まり、福祉票の取り扱いについても、今日、改めてその厳格性が求められるようになってきている。

さらに、社会福祉基礎構造改革の論議等にもみられるように、利用者との対等な関係を築き、個人の権利や選択を尊重した制度の確立、また民生委員・児童委員活動についても住民の側に立った活動が標榜される中、改めてその内容について検討することが必要となってきている。

#### 《個人や世帯の現況や支援過程を記録する福祉票》

福祉票は、昭和49年当時に規定されたとおり、広く地域の個人や世帯について一般的な状況を記した世帯票や福祉台帳とは異なり、何らかの支援を必要とする個人や世帯の状況や相談・支援の過程を記録し、個別援助活動を展開する際の基礎資料になるものとして整備されている。

名称や様式は地域によって異なる場合もあるが、ここでは福祉票を何らかの支援を必要とする個人や世帯の状況や相談・支援の過程を記録し、個別援助活動を展開するための記録と定義づけ、その作成や取り扱いに関する基本的考え方を示すこととする。

### 《他の記録等との関係》

民生委員・児童委員活動においては、福祉票以外にも例えば日常的には支援を必要としていなくても災害時に支援の必要な世帯を記した一覧表や、ひとり暮らし高齢者世帯の把握のための台帳等を整備することがある。今回示した「基本的考え方」はこれらの福祉票以外の記録の整備について直ちに制限するものではないが、以下の考え方を個人情報の取り扱いに関する基本ルールとして十分理解した上で、情報の管理を行うことが必要である。

### 《「基本的考え方」の位置づけ》

今回示しているのは福祉票の作成や整備についての基本的な考え方であり、個人や世帯の支援のために情報の有効な活用が図られるよう、情報提供のルールなど活動の場におけるさらなる検討がすすめられることが必要である。また、様式についても必要に応じて地域の実情に合わせたより使いやすい様式を作成することが望ましい。

## (2) 「個人情報」と「秘密の保持」

### 《常に個人の情報に接する民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員が各種の生活支援活動に取り組む際、実際の活動を開始するまでに個人や世帯に関わる細かな状況を『知る』ことがある。また、個人や世帯の状況が十分にわからないと適切な支援が行えないといったこともあり、民生委員・児童委員はその活動の性格上、常に個人・世帯に関する「情報」に接する立場にある。

### 《個人の情報については秘密を守る》

しかし、そこで知り得た個人や世帯に関する「情報」は、言わばプライバシー（個人の秘密）に属するものが多く含まれており、民生委員法第15条にもあるとおり、守秘義務の遵守はもちろんのこと、活動を通じて知り得た情報の取り扱いについては細心の注意をはらわなければならない。

### 《秘密を守ることが信頼につながる》

民生委員・児童委員の活動は個人や世帯との信頼関係を基盤に展開されることは言うまでもない。「個人に関する秘密が守られない」、「いつの間にか他の人に知られてしまった」などというような信頼を損ねるようなことがあってはならない。

## 2. 福祉票の作成について

### (1) 福祉票を作成する個人や世帯について

福祉票は相談や協力依頼を受け、何らかの支援を必要とする個人や世帯について作成すること。

従って、個人や世帯の一般的な問題把握や状況の調査を目的として使用するものでないこと。

ましてや、福祉票そのものを個人や世帯に配付し、記入を依頼したりするものではないことを厳に留意すること。

## (2) 福祉票を作成する個人や世帯への留意事項について

福祉票の作成に際しては、個人や世帯に、その目的や取り扱い(個人や世帯の支援を目的としたもので、目的外の使用は行わないこと。また、記載事項の秘密が守られること。など)についての確に伝える必要があること。

また、支援が完了した時、福祉票は廃棄されること、支援が長期にわたり、担当民生委員・児童委員が改選などによって交替した場合には、福祉票が交替した委員に引き継がれることも伝えること。

福祉票の作成について拒否された場合、強要はしないこと。

## (3) 福祉票への記載内容について

福祉票への記載に必要な情報の把握は、必ず担当する民生委員・児童委員が自ら行うとともに、本人の確認をとり、「うわさ」や「伝聞」をそのまま記載しない。

また、支援に直接関係のない事項や記載を拒否する内容については記載しない。

## 3. 福祉票の保管とその引き継ぎについて

福祉票には個人や世帯のプライバシーに関わる事項が多く含まれているので、その保管については確実・慎重に行うこと。

また、福祉票を持ち歩いたり、紛失しないよう留意すること。

福祉票そのものを会議等の場に資料として提供したりすることなどは厳に慎むこと。

支援が完了した時点で廃棄される福祉票の内容が、外部に漏れることがないように厳正に処分すること。

担当民生委員・児童委員が改選などによって交替した場合、確実に福祉票を交替した委員に引き継ぎ、継続した支援が行われるよう留意すること。

## 4. 取り扱いについての留意事項

《福祉票そのものの公表は行わない》

近年、民生委員・児童委員が地域住民やボランティアグループと協働して友愛訪問活動や見守り支援ネットワーク活動などを展開する例や、関係機関・団体と協働した活動を展開する例も見られるところである。

今後、こうした協働活動が拡大することが想定されるが、支援先として個人や世帯の状況について他から情報提供を求められた時には、以下の点について留意するとともに、決して福祉票そのものを公表しないこと。

#### 《個人や世帯の不利益とならないよう留意するとともに、了解を得る》

民生委員・児童委員が支援を行っている個人や世帯についての秘密の保持については、厳格に守るとともに、一般的な情報の提供は行わないこととする。

しかし、その個人や世帯の支援を目的として、必要な情報の提供を求められた際には、その可否について民生委員・児童委員がまず見極め、提供する情報の内容と提供先、また、どのような目的で提供された情報が使用されるのかについてあらかじめ個人や世帯に説明し、了解を得ること。

また情報の提供にあたっては、その使用が個人や世帯の支援を目的とするものであることに限るなど、利用の逸脱や個人、世帯の不利益とならないよう厳に留意するとともに、提供する内容は最小限の事項のみに止めること。

なお、個人や世帯が他への情報提供について拒否した場合には、決して強要をしないこと。

ただし、児童虐待の通告等のように、個人の生命や身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要がある場合はこの限りではない。

#### 《情報提供先への秘密保持の徹底》

情報提供先に対しては、提供した内容についての秘密保持を徹底すること。

#### 《情報提供のあり方についてのルールづくり》

なお、情報提供のあり方についてはその可否等を含め、社協や行政をはじめ福祉・保健・医療等の関係者と検討を行い、そのルールづくりを各市区町村単位ごとに行う(策定する)こと。

## 5. その他

担当区域内の世帯を把握した「世帯票」の作成や、いわゆる援助の可能性のある個人や世帯を把握した「福祉台帳」等の作成が行われる場合もあるが、その際にも上記の主旨をふまえ対応すること。

また、各種調査の実施にあたっては、上記の主旨をふまえ対応を行うこと。

## 6. 福祉票の様式について (参考例示)

[表 面]

# (秘) 福祉票

		担当区域名			
		担当民生委員・児童委員名		( 年 月 ~ )	
		担当民生委員・児童委員名		( 年 月 ~ )	
支援開始年月日	年 月 日		支援完了年月日	年 月 日	
氏名 <small>(ふりがな)</small>		性別	男女	年齢	歳 ( 年 月 日 現在 )
				生年月日	年 月 日生
現住所	〒			電話	
緊急時の 連絡先	〒	電話	(名称)	(本人との関係)	
	〒	電話	(名称)	(本人との関係)	
本人(世帯)の状況	児童( ) 子育て家庭 高齢者( ) 障害者( ) ひとり親世帯( )				
	生活保護世帯 低所得世帯 その他( )				
	単身世帯 同居世帯( ) 人家族		家族 構成		
	(本人(世帯)や本人(世帯)をとりまく状況 ~ 生活の状況、家族の状況、社会との関わり など)				
支援を開始した 動 機					
本人(世帯)の 課題や希望					
支援の目標と 当面の支援計画					
現在利用している 保健・福祉サービス (含む民間サービス)			今後利用必要な 保健・福祉サービス (含む民間サービス)		
連携を求める 機関・団体等			その他の事項 ( 備 考 )		

- \* 本票は参考に例示したものであるため、各地の実情にあった様式を作成することが望ましいこと。  
なおその際、支援に直接関係のない事項や個人のプライバシーに関わる事項については項目を設け  
ないなどの配慮が必要である。  
本票の裏面や別票には、相談や支援の経過(民児協内での検討経過、関係機関との連携の状況など  
を含む)を記録するなど工夫すること。
- \* また、児童に関する事項については「児童票」を参照のこと。(『児童委員の活動要領の改正について』  
昭和55年9月13日・児発第 721号・厚生省児童家庭局長通知、(改正)平成5年3月31日・児発第 283  
号)